

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年 1 月24日
【計算期間】	第27期(自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)
【ファンド名】	MHAM株式インデックスファンド225
【発行者名】	みずほ投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 田 中 愼 一 郎
【本店の所在の場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【事務連絡者氏名】	商品管理部長 三 木 谷 正 直
【連絡場所】	東京都港区三田三丁目 5 番27号
【電話番号】	03-5232-7700
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じ、わが国の株式に投資を行い、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行い、日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

< ファンドの特色 >

日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指します。

日経平均株価に採用されている銘柄の中から200～225銘柄に、原則として等株数投資を行います。

[日経平均株価とは]

日経平均株価は、東京証券取引所第一部上場銘柄のうち、流動性・業種セクターのバランスを考慮して選択された225銘柄の平均株価です。

日経平均株価は、市況変動以外の要因（採用銘柄の入替えや採用銘柄の株式分割など）を除去して指数値の連続性を保っており、わが国の株式市場動向を継続的に捉える指標として広く利用されています。

日経平均株価の計算式

$$\text{日経平均株価} = \text{採用225銘柄}^1 \text{の株価}^2 \text{の合計} \div \text{除数}^3$$

- 1 採用225銘柄については、原則として毎年1回、10月初めに定期見直しが行われます。また、臨時入替えが行われる場合があります。なお、採用銘柄は一時的に225銘柄未満となる場合があります。
- 2 みなし額面50円以外の銘柄の株価については、みなし額面50円に換算した株価が用いられます。
- 3 採用銘柄の入替えや採用銘柄の株式分割などがあった場合には、市況変動以外の要因を除去して指数値の連続性を保つために、原則として、除数の修正が行われます。（当初の除数は、採用銘柄数と同じでした。）

日経平均株価に関する著作権ならびに「日経」および日経平均株価の表示に対する知的財産権その他一切の権利は、すべて日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利および公表を停止する権利を有しています。当ファンドを日本経済新聞社が保証するものではありません。

日経平均株価の推移 1980年1月～2012年10月



上記グラフは、当ファンドのベンチマークの過去の推移を示したものであり、当ファンドの過去の運用実績を示したものではありません。また、グラフは当ファンドの将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
出所：Bloombergの月次データを基にみずほ投信投資顧問が作成。

日経平均株価 採用銘柄一覧（2012年10月31日現在）

技術	
医薬品	協和キリン、武田、アステラス、大日本住友、塩野義、中外薬、エーザイ、第一三共
電気機器	ミネベア、日立、東芝、三菱電、富士電機、安川電、明電舎、GSユアサ、NEC、富士通、OKI、パナソニック、シャープ、ソニー、TDK、ミツミ、アルプス、パイオニア、横河電、アドテスト、デンソー、カシオ、ファナック、京セラ、太陽誘電、スクリーン、キヤノン、リコー、東エレクト
自動車	日産自、いすゞ、トヨタ、日野自、三菱自、マツダ、ホンダ、スズキ、富士重
精密機器	テルモ、コニカミノル、ニコン、オリンパス、シチズンHD
通信	スカパーJ、NTT、KDDI、NTTドコモ、NTTデータ、ソフトバンク
金融	
銀行	新生銀、あおぞら銀、三菱UFJ、りそなHD、三井住友トラ、三井住友FG、千葉銀、横浜銀、ふくおかFG、静岡銀、みずほFG
その他金融	クレセゾン
証券	大和、野村、松井
保険	NKSJHD、MS&AD、SONYFH、第一生命、東京海上、T&D
消費	
水産	日水、マルハニチロ
食品	日清粉G、明治HD、日ハム、サッポロHD、アサヒ、麒麟HD、宝HD、キッコーマン、味の素、ニチレイ、JT
小売業	Jフロント、三越伊勢丹、セブン&アイ、高島屋、丸井G、イオン、ユニー、ファストリ

サービス	
電通、ヤフー、トレンド、東宝、東京ドーム、セコム、コナミ	
素材	
鉱業	
国際石開帝石	
繊維	
東洋紡、ユニチカ、日清紡HD、帝人、東レ	
パルプ・紙	
王子HD、三菱紙、北越紀州紙、日本紙	
化学	
クラレ、旭化成、昭電工、住友化、日産化、日曹達、東ソー、トクヤマ、電化、信越化、三井化学、三菱ケミHD、宇部興、日化薬、花王、富士フイルム、資生堂	
石油	
昭和シェル、JX	
ゴム	
浜ゴム、ブリヂストン	
窯業	
日東紡、旭硝子、板硝子、日電硝、住友大阪、太平洋セメ、東海カ、TOTO、ガイシ	
鉄鋼	
新日鉄住金、神戸鋼、JFE、日新鋼HD、大平金	
非鉄・金属	
SUMCO、日軽金HD、三井金、東邦鉛、三菱マ、住友鋳、DOWA、古河機金、古河電、住友電、フジクラ、洋カン	
商社	
双日、伊藤忠、丸紅、豊田通商、三井物、住友商、三菱商	
資本財・その他	
建設	
コムシスHD、大成建、大林組、清水建、鹿島、ハウス、積ハウス、日揮	
機械	
日製鋼、オークマ、アマダ、コマツ、住友重、日立建機、クボタ、荏原、千代建、ダイキン、日精工、NTN、ジェイテクト、日立造、三菱重、IHI	
造船	
三井造、川重	
その他製造	
凸版、大日印、ヤマハ	
不動産	
三井不、菱地所、平和不、東建物、東急不、住友不	
運輸・公共	
鉄道・バス	
東武、東急、小田急、京王、京成、JR東日本、JR西日本、JR東海	
陸運	
日通、ヤマトHD	
海運	
郵船、商船三井、川崎汽	
空運	
ANA	
倉庫	
三菱倉	
電力	
東電、中部電、関西電	
ガス	
東ガス、大ガス	

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

- ・商品分類一覧表 （注）当ファンドが該当する商品分類に●を付しています。

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉となる資産）	補足分類
単位型投信 ●追加型投信	●国内 海外 内外	●株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合	●インデックス型 特殊型

- ・商品分類定義

該当分類	分類の定義
追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

- ・属性区分一覧表 （注）当ファンドが該当する属性区分に●を付しています。

投資対象資産 （実際の組入資産）	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 ●その他資産 （投資信託証券） 資産複合	●年1回	グローバル ●日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング	●ファミリーファンド
	年2回		ファンド・オブ・ファンズ
	年4回		対象インデックス
	年6回（隔月）		
	年12回（毎月）		●日経225 T O P I X その他
	日々		
	その他		

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

- ・属性区分定義

該当区分	区分の定義
その他資産 （投資信託証券）	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。

株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
日経225	目論見書又は投資信託約款において、日経225（日経平均株価）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

（注1）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注2）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）でご覧いただけます。

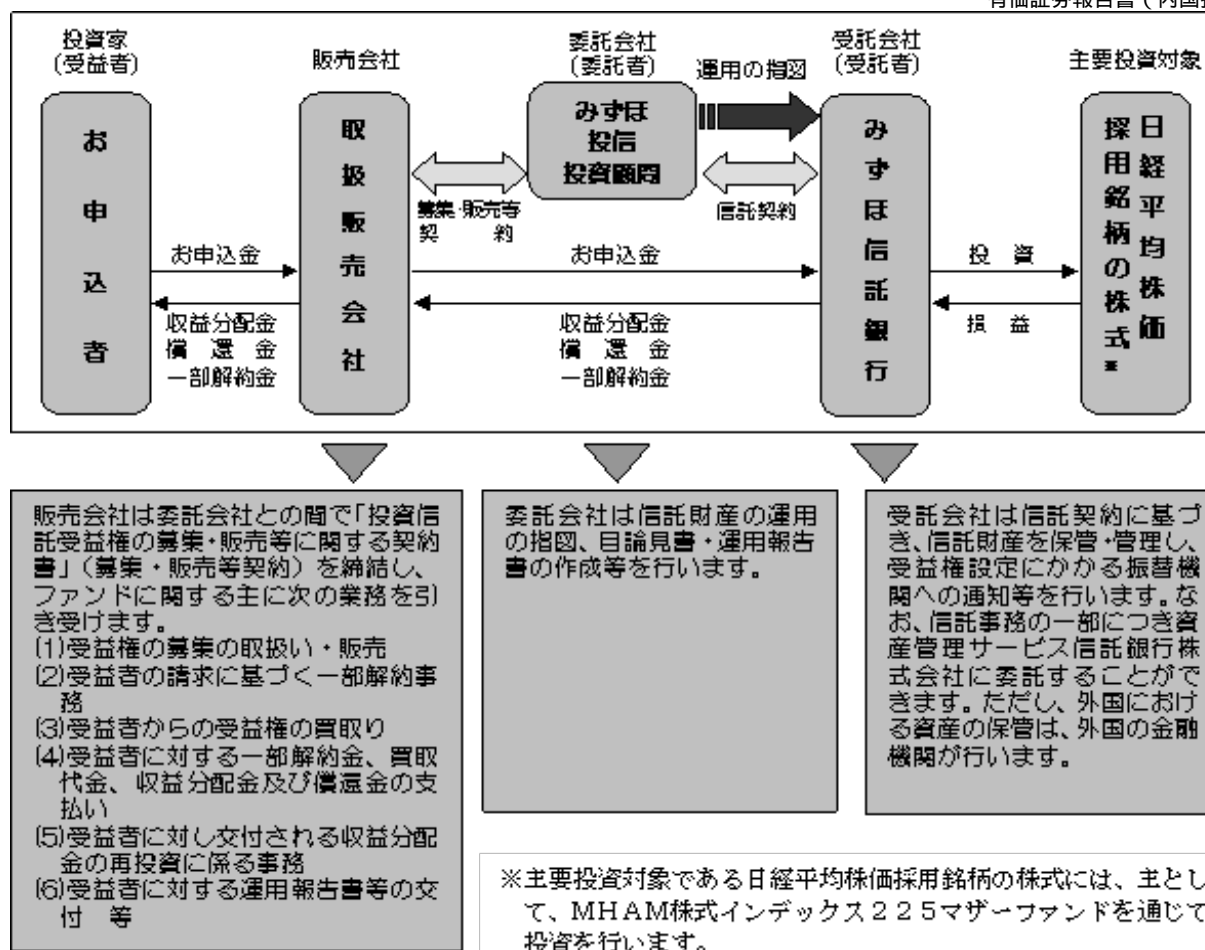
（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

昭和60年10月25日	信託契約締結、ファンドの運用開始
平成2年1月16日	受益権の再分割（1口→2口）
平成14年9月20日	ファミリーファンド方式による運用へ移行
平成19年1月4日	投資信託振替制度へ移行
平成19年7月1日	ファンドの名称を「株式インデックスファンド225」から「MHAM株式インデックスファンド225」に変更

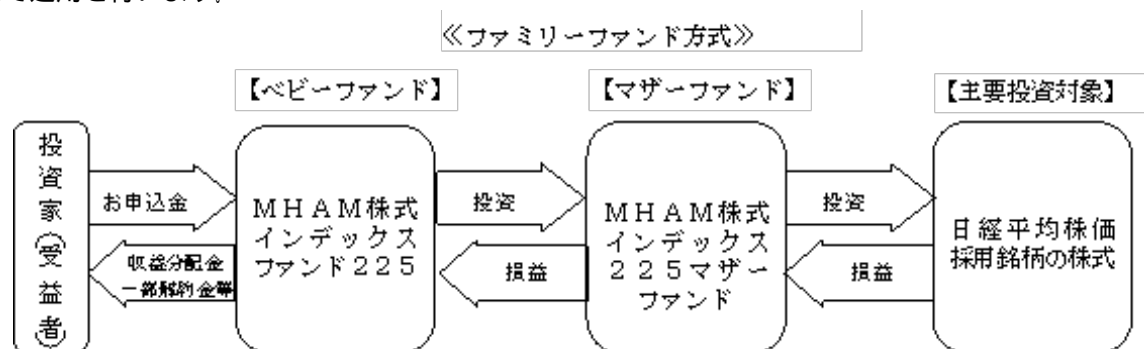
(3) 【ファンドの仕組み】

当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式の仕組み

当ファンドは「MHAM株式インデックス225マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

1. 資本金の額 20億4,560万円(平成24年10月末日現在)
2. 会社の沿革

昭和39年5月26日 「朝日証券投資信託委託株式会社」設立
 平成9年10月1日 「株式会社第一勸業投資顧問」
 「勸角投資顧問株式会社」と合併し、
 「第一勸業朝日投信投資顧問株式会社」に商号変更
 平成11年7月1日 「第一勸業アセットマネジメント株式会社」に商号変更
 平成19年7月1日 「富士投信投資顧問株式会社」と合併し、「みずほ投信投資顧問株式会
 社」に商号変更

3．大株主の状況(平成24年10月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	1,038,408株	98.7%
ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー	米国ニュージャージー州ジャージーシ ティー市ハドソン通り90番地	13,662株	1.3%

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

基本方針

この投資信託は、信託財産の長期的な成長に重点を置き、積極的な運用を行います。

運用方法

1．主要投資対象

MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2．投資態度

投資成果を日経平均株価(225種・東証)の動きに連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。

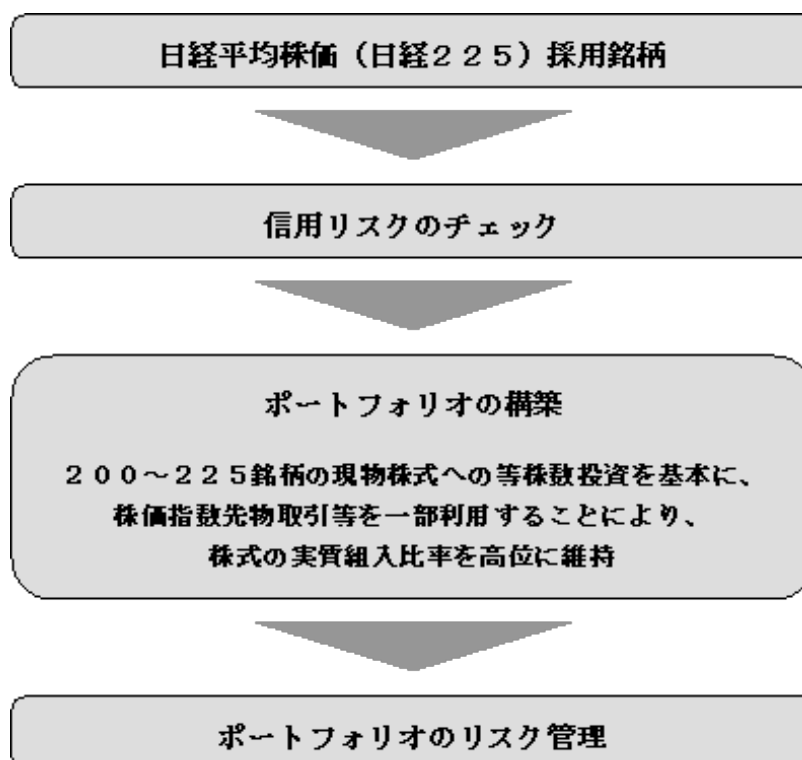
- a．主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券に投資を行います。
- b．投資にあたっては、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - ・わが国の金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいいます。）に上場されている株式のうち総合的な市場動向を反映する日経平均株価(225種・東証)に採用された銘柄の中から200ないし225銘柄に原則として等株数投資を行います。なお、選定銘柄は、原則として変更しませんが、一定時期に見直すことがあります。
 - ・株式の組入比率は、高位を保ちます。
- c．MHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資比率は、高位を保ちます。
- d．非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- e．有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券指数等先物取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロ

セスにより株式への運用を行います。



1. 日経平均株価に対する連動性を勘案しつつ、委託会社独自のクレジット・リスク・モデル などを活用して、日経平均株価採用銘柄のうち信用リスクが高いと判断される銘柄を投資対象から除外する場合があります。
当モデルは、財務データ等に基づく倒産リスク分析を主体とし、企業規模要因などを加味した上で、信用リスクを測定するモデルです。
2. 日経平均株価採用銘柄のうち200～225銘柄に対して、原則として等株数投資を行います。こうした現物株式への等株数投資を基本に、株価指数先物取引等の一部利用することで、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を高位に維持し、日経平均株価との連動性の確保に努めます。
3. 日経平均株価の動きと当ファンドの基準価額の値動きの乖離（トラッキングエラー）を日々管理し、修正が必要な場合は速やかにポートフォリオの見直しを実施します。

(2) 【投資対象】

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてみずほ投信投資顧問株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAM株式インデックス225マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券（マザーファンド受益証券、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等を除きます。）に投資することを指図しません。

また、保有する有価証券（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第19条第1項各号に掲げる有価証券およびこれらを除く金融商品取引法第2条第1項第20号に掲げる有価証券であってこれらに係る権利を表示するものに限ります。）をもってマザーファンド受益証券へ投資することを指図できます。

1. 株券、新株の引受権を表示する証券もしくは証書または新株予約権証券
2. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
3. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

なお、1.の証券または証書を以下「株式」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

有価証券先物取引等

委託会社は、有価証券等の価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

(3) 【運用体制】

意思決定プロセス

1. 運用の意思決定にあたっては、まず「マクロ経済分析会議」において投資判断に先立つマクロ経済環境に関する前提を明確にします。これに基づいて「資産別投資分析委員会」において各資産別の市場見通しを策定し、「投資政策委員会」で各市場の見通しを最終承認します。
 2. 運用担当者は、投資政策委員会で承認された各市場見通しを踏まえて運用に関する基本計画を策定し、運用会議にて審議・決定します。
 3. 運用担当者は、運用会議で決定された基本計画に基づいて具体的な運用計画を策定し、これに基づいてトレーディング部門に発注指図を行います。トレーディング部門は、売買に係る法令・約款および運用ガイドラインなどの社内諸規則の遵守状況をチェックのうえ個別の取引を実行します。
 4. 各ファンドの運用リスク管理状況・運用実績について「運用評価委員会」において審議・評価が行われ、また法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果が「コンプライアンス委員会」において審議されます。
 5. 以上の内部管理およびファンドに係る意思決定については、内部監査部門（平成24年12月末現在4名）が業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施しています。
- なお、上記の組織の体制および会議の名称等については、変更になることがあります。

関係法人に対する管理体制

当ファンドの関係法人である受託会社に対して、委託会社は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認しています。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として10月24日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

1. 分配対象額の範囲は、利子・配当収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する利子・配当収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし利子・配当収益」といいます。))を含みます。)と売買益(評価益を含み、みなし利子・配当収益を控除して得た額)等の全額とします。
 2. 分配金額は、利子・配当収益を中心に委託会社が基準価額の水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づき再投資します。
- 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に対し、お支払いします。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限および約款第21条)

1. 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
2. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、わが国の証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2) 投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3) 投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

有価証券先物取引等(約款第22条の2)

1. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所ならびに外国の取引所における邦貨建株式の株価指数にかかる先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象有価証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
 - b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(信託財産の組入ヘッジ対象有価証券とマザーファンドの組入ヘッジ対象有価証券のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める組入ヘッジ対象有価証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)を差引いた額)を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1. から 4. に掲げる金融商品で運用している額とマザーファンドが限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるマザーファンドが限月までに受取る

組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額を乗じて得た額をいいます。)の範囲内とします。

- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
2. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、現物オプション取引は預金に限るものとします。
- a. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額がヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象金利商品の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額の範囲内とします。
- b. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券にかかる利払金および償還金等ならびに(2)投資対象 1.から4.に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
- c. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ1.および2.で規定する全オプション取引にかかる支払いプレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

資金の借入れ(約款第26条の2)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とし、かつ借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

デリバティブ取引にかかる投資制限(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

デリバティブ取引は、あらかじめ定めた合理的な方法により算出した、金融商品市場における相場の変動等により発生し得る危険に対応する額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3 【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主としてMHAM株式インデックス225マザーファンド受益証券への投資を通じて株式などの値動きのある証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元金や一定の投資成果が保証されているものではなく、組み入れた株式の株価の下落（日経平均株価（日経225）の動きに連動する投資成果を目指しているため、当該指数の下落を含みます。）等の影響による基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。

流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる（債務不履行）リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品（コマーシャル・ペーパー等）の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する短期金融商品等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

< その他 >

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。

< その他の留意点 >

当ファンドは、ベンチマークである日経平均株価（日経２２５）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位が存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、組入銘柄の配当による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

< 収益分配金に関する留意点 >

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

リスク管理部門は、運用リスクを含めたリスクのチェック・管理を行うとともに、運用実績の分析・評価を実施し、必要に応じて提言等を行います。

コンプライアンス部門は、法令・諸規則、約款の投資制限等の遵守状況を把握・管理し、必要に応じて関連部門へ指導を行います。

運用部門からは独立した組織であるトレーディング部門が売買執行および発注に伴う諸規則の遵守状況のチェックを行います。

これらのリスク管理の結果は、リスク管理に関する委員会等を通じて経営に報告されます。

なお、上記のリスク管理体制および組織名称等については変更になることがあります。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込手数料(受益権１口当たり)は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める率(以下「手数料率」といいます。)を乗じて得た金額とし、平成25年１月24日現在における手数料率の上限は2.1%(税抜2%)です。なお、申込手数料には消費税等相当額がかかります。

申込手数料については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

前記の規定にかかわらず、証券投資信託の受益権または受益証券を信託終了時まで保有した受益者(信託期間を延長した証券投資信託(追加型証券投資信託)にあっては、延長前の信託終了日(以下「当初の信託終了日」といいます。)以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行わないものをいいます。以下同じ。)にあっては、当初の信託終了日まで当該信託の受益権または受益証券を保有した受益者をいいます。以下同じ。)が、その償還金(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取請求にかかる売却代金または一部解約金を含みます。以下同じ。)をもって、当該信託終了日(信託期間を延長した証券投資信託にあっては、当初の信託終了日以降における当該信託の受益権または受益証券の買取約定日または一部解約請求日を含みます。以下同じ。)の属する月の

翌月の初日から起算して3ヵ月以内に、当該償還金の支払いを受けた当該販売会社でこの信託にかかる受益権の取得申込みをする場合の1万口当たりの受益権にかかる申込手数料は、当該償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額)で取得する口数について、原則として無手数料します。ただし、販売会社によっては、当該償還金額の範囲内で取得する口数について、販売会社がそれぞれ別に定める手数料率を適用する場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、販売会社は、当該受益者に対し、償還金の支払いを受けたことを証する書類の提示を求めることができます。

(2) 【換金（解約）手数料】

ありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.5775%(税抜0.55%)の率を乗じて得た額とします。

その配分については、以下の通りとなります。

委託会社	販売会社	受託会社
0.28875%（税抜 0.275%）	0.18375%（税抜 0.175%）	0.10500%（税抜 0.100%）

信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

(4) 【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額ならびに受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、当該費用にかかる消費税等相当額とともに、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

個人、法人別の課税の取扱い

1. 個人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、以下の税率による源泉徴収が行われ、原則として確定申告の必要はありません。なお、確定申告を行うことにより、総合課税（配当控除の適用あり）や申告分離課税も選択できます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時の差益（解約の価額および償還価額ならびに買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として課税対象（譲渡所得等）となり、以下の税率による申告分離課税が適用されます。原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合には、源泉徴収され申告不要制度が適用されます。

一部解約時および償還時ならびに買取請求による換金時に損失（譲渡損）が生じた場合には、確定申告することで、他の上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託など、以下同じ。）の譲渡益および上場株式等の配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	地方税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	3%	10.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	5%	20.315%
平成50年1月1日から	15%	-	5%	20%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

2. 法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、以下の税率による源泉徴収が行われます。なお、当ファンドについては、益金不算入制度が適用できます。

適用期間	所得税	復興特別所得税	合計
平成25年1月1日から 平成25年12月31日まで	7%	0.147%	7.147%
平成26年1月1日から 平成49年12月31日まで	15%	0.315%	15.315%
平成50年1月1日から	15%	-	15%

（注）所得税については、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、別途、所得税の額に対し2.1%の金額が復興特別所得税として徴収されます。

買取請求による換金時の差益（買取の価額から取得費用（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額を含みます。）を控除した利益）については、譲渡益として全額が法人税の課税対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

3. 確定拠出年金加入者に対する課税

確定拠出年金制度にかかる持ち分については、確定拠出年金制度の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

収益分配時における課税上の取扱いについて

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、「普通分配金」と「元本払戻金（特別分配金）」は、以下のようになります。

1. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
2. 当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本について

1. 追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手

数料にかかる消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

- 2．受益者が同一ファンドの受益権を複数回に分けて取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3．ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数の支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4．受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、上記「収益分配時における課税上の取扱いについて」をご参照ください。）

上記の内容は平成24年10月末日現在の税法によるものですので、税法が改正された場合等には、変更になる場合があります。

買取請求制による換金の詳細については、販売会社にお問い合わせください。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】（平成24年10月31日現在）

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	親投資信託受益証券(MHAM株式インデックス225マザーファンド)	日本	143,833,348,118	99.96
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	43,431,688	0.03
合 計（純資産総額）		—	143,876,779,806	100.00

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。（以下同じ。）

（注2）小数点第3位切捨て。端数調整は行っておりません。（以下同じ。）

（参考）MHAM株式インデックス225マザーファンド

資産の種類		国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
有価証券	株式	日本	161,383,241,720	98.16
その他の資産	現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	3,019,268,250	1.83
合 計（純資産総額）		—	164,402,509,970	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引（買建）	2,943,600,000	1.79

（注）株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

(2) 【投資資産】（平成24年10月31日現在）

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	銘柄名	種類	国／地域	数量 (口数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	MHAM株式インデックス225マザーファンド	親投資信託受益証券	日本	132,199,768,491	1.0911	144,243,167,401	1.0880	143,833,348,118	99.96

（参考）MHAM株式インデックス225マザーファンド（評価額上位30銘柄）

順位	銘柄名	種類	国／地域	業種	数量 (株式数)	帳簿価額 単 価 (円)	帳簿価額 金 額 (円)	評価額 単 価 (円)	評価額 金 額 (円)	投資 比率 (%)
1	ファーストリテイリング	株式	日本	小売業	724,000	17,401.62	12,598,780,000	17,780.00	12,872,720,000	7.83
2	ファナック	株式	日本	電気機器	724,000	13,039.16	9,440,356,000	12,710.00	9,202,040,000	5.59
3	ソフトバンク	株式	日本	情報・通信業	2,172,000	2,575.97	5,595,012,000	2,527.00	5,488,644,000	3.33
4	京セラ	株式	日本	電気機器	724,000	7,169.85	5,190,976,000	7,010.00	5,075,240,000	3.08
5	KDDI	株式	日本	情報・通信業	724,000	6,041.67	4,374,176,000	6,200.00	4,488,800,000	2.73
6	本田技研工業	株式	日本	輸送用機器	1,448,000	2,555.09	3,699,776,000	2,390.00	3,460,720,000	2.10
7	信越化学工業	株式	日本	化学	724,000	4,550.30	3,294,424,000	4,500.00	3,258,000,000	1.98
8	セコム	株式	日本	サービス業	724,000	4,110.14	2,975,744,000	4,065.00	2,943,060,000	1.79
9	アステラス製薬	株式	日本	医薬品	724,000	3,895.36	2,820,244,000	3,965.00	2,870,660,000	1.74
10	キヤノン	株式	日本	電気機器	1,086,000	2,587.17	2,809,668,000	2,578.00	2,799,708,000	1.70

11	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	724,000	3,635.31	2,631,968,000	3,710.00	2,686,040,000	1.63
12	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	724,000	3,515.09	2,544,928,000	3,585.00	2,595,540,000	1.57
13	エーザイ	株式	日本	医薬品	724,000	3,510.14	2,541,348,000	3,555.00	2,573,820,000	1.56
14	テルモ	株式	日本	精密機器	724,000	3,435.03	2,486,968,000	3,440.00	2,490,560,000	1.51
15	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	724,000	3,095.12	2,240,868,000	3,065.00	2,219,060,000	1.34
16	T D K	株式	日本	電気機器	724,000	2,999.91	2,171,940,000	2,997.00	2,169,828,000	1.31
17	日揮	株式	日本	建設業	724,000	2,799.11	2,026,560,000	2,745.00	1,987,380,000	1.20
18	エヌ・ティ・ティ・データ	株式	日本	情報・通信業	7,240	259,605.49	1,879,543,800	259,900.00	1,881,676,000	1.14
19	デンソー	株式	日本	輸送用機器	724,000	2,500.98	1,810,712,000	2,499.00	1,809,276,000	1.10
20	セブン&アイ・ホールディングス	株式	日本	小売業	724,000	2,491.01	1,803,492,000	2,462.00	1,782,488,000	1.08
21	花王	株式	日本	化学	724,000	2,241.96	1,623,180,000	2,242.00	1,623,208,000	0.98
22	トレンドマイクロ	株式	日本	情報・通信業	724,000	2,239.16	1,621,156,000	2,236.00	1,618,864,000	0.98
23	ダイキン工業	株式	日本	機械	724,000	2,229.13	1,613,892,000	2,208.00	1,598,592,000	0.97
24	日本たばこ産業	株式	日本	食料品	724,000	2,317.96	1,678,208,000	2,206.00	1,597,144,000	0.97
25	住友不動産	株式	日本	不動産業	724,000	2,200.95	1,593,488,000	2,204.00	1,595,696,000	0.97
26	ニコン	株式	日本	精密機器	724,000	2,043.16	1,479,252,000	2,030.00	1,469,720,000	0.89
27	アドバンテスト	株式	日本	電気機器	1,448,000	962.90	1,394,288,000	1,008.00	1,459,584,000	0.88
28	電通	株式	日本	サービス業	724,000	1,877.04	1,358,984,000	1,883.00	1,363,292,000	0.82
29	ブリヂストン	株式	日本	ゴム製品	724,000	1,873.98	1,356,768,000	1,859.00	1,345,916,000	0.81
30	コナミ	株式	日本	情報・通信業	724,000	1,846.96	1,337,200,000	1,829.00	1,324,196,000	0.80

投資有価証券の種類別及び業種別投資比率

国内 / 外国	種類	投資比率 (%)
国内	親投資信託受益証券	99.96
合 計		99.96

(参考) M H A M株式インデックス 2 2 5 マザーファンド

国内 / 外国	種類	業種	投資比率 (%)
国内	株式	水産・農林業	0.13
		鉱業	0.20
		建設業	3.60
		食料品	4.80
		繊維製品	0.57
		パルプ・紙	0.35
		化学	6.15
		医薬品	7.55
		石油・石炭製品	0.38
		ゴム製品	1.06
		ガラス・土石製品	1.57
		鉄鋼	0.30
		非鉄金属	1.60
		金属製品	0.39
		機械	4.29
		電気機器	18.57
		輸送用機器	6.62
		精密機器	3.20

	その他製品	0.76
	電気・ガス業	0.39
	陸運業	2.68
	海運業	0.19
	空運業	0.07
	倉庫・運輸関連業	0.45
	情報・通信業	9.34
	卸売業	2.95
	小売業	10.55
	銀行業	1.45
	証券、商品先物取引業	0.50
	保険業	1.04
	その他金融業	0.77
	不動産業	2.80
	サービス業	2.73
合 計		98.16

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考) M H A M株式インデックス 2 2 5 マザーファンド

種類	取引所等	資産名	建別	数量	簿価金額 (円)	時価 (円)	投資 比率 (%)
株価指数先物取引	大阪証券取引所	日経平均株価指数先物	買建	330	2,960,100,000	2,943,600,000	1.79

(注) 時価の算定方法

取引所の発表する計算日の清算値段により評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成24年10月31日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額（百万円）		1口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
18期	平成15年10月24日	107,447	108,018	0.1880	0.1890
19期	平成16年10月25日	134,491	135,185	0.1938	0.1948
20期	平成17年10月24日	132,652	133,767	0.2380	0.2400
21期	平成18年10月24日	182,094	183,594	0.3035	0.3060
22期	平成19年10月24日	150,805	151,569	0.2961	0.2976
23期	平成20年10月24日	83,208	84,718	0.1378	0.1403

24期	平成21年10月26日	143,812	145,751	0.1854	0.1879
25期	平成22年10月25日	144,804	146,091	0.1687	0.1702
26期	平成23年10月24日	142,872	144,669	0.1590	0.1610
27期	平成24年10月24日	143,718	145,048	0.1621	0.1636
	平成23年10月末日	145,749	—	0.1615	—
	平成23年11月末日	138,682	—	0.1515	—
	平成23年12月末日	140,056	—	0.1520	—
	平成24年1月末日	143,190	—	0.1582	—
	平成24年2月末日	148,584	—	0.1748	—
	平成24年3月末日	147,022	—	0.1828	—
	平成24年4月末日	141,406	—	0.1726	—
	平成24年5月末日	133,156	—	0.1549	—
	平成24年6月末日	144,196	—	0.1634	—
	平成24年7月末日	142,237	—	0.1576	—
	平成24年8月末日	141,110	—	0.1603	—
	平成24年9月末日	141,528	—	0.1621	—
	平成24年10月31日	143,876	—	0.1616	—

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金（円）
18期	0.0010
19期	0.0010
20期	0.0020
21期	0.0025
22期	0.0015
23期	0.0025
24期	0.0025
25期	0.0015
26期	0.0020
27期	0.0015

【収益率の推移】

期	収益率（％）
18期	19.92
19期	3.62
20期	23.84
21期	28.57
22期	1.94
23期	52.62
24期	36.36
25期	8.20
26期	4.56

27期	2.89
-----	------

（注1）収益率は期間騰落率。

（注2）小数点第3位四捨五入。

(4) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
18期	145,672,544,156	154,966,835,690
19期	388,697,151,914	266,387,528,560
20期	243,055,099,860	379,582,510,770
21期	339,472,639,935	296,695,986,932
22期	204,111,250,877	294,860,891,277
23期	196,763,215,130	102,300,440,027
24期	452,678,576,939	280,806,001,297
25期	356,682,127,768	274,050,656,171
26期	397,289,840,783	356,727,699,427
27期	319,358,472,528	331,503,746,846

第 2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後 3 時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日の取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の 2 つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

電話によるお問い合わせは、営業日の午前 9 時～午後 5 時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (4) 申込単位は販売会社が別に定める単位とします。申込単位については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

- (5) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (6) 販売会社において金額買付(申込単位が金額にて表示されている場合)による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額はお申込代金の中から差し引かれます。
- (7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1 口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (8) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2 【換金（解約）手続等】

(1) 一部解約

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に 1 口単位または 1 万口単位をもって解約を請求することができます。

解約単位は、販売会社およびお申込コースにより異なる場合があります。また、販売会社によっては解約単位を別に設定する場合があります。

解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、振替受益権をもって行うものとし、

解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後 3 時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当

日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	0120-324-431

解約代金は、受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。

この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該基準価額の計算日の基準価額とします。

(2) 受益権の買取り

販売会社(委託会社の指定する証券会社：金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。)は、受益者(受益者死亡の場合はその相続人)から受益権の買取りの請求があるときは、1口単位または1万口単位をもってその受益権を買取ります。なお、受益者が受益権の買取りを請求するときは、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社の指定する証券会社以外の登録金融機関においても、受益権の買取りを行うことがあります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

受益権の買取価額は、買取約定日の基準価額とします。

一定の要件を満たしている買取請求による換金の場合に限るものとします。なお、一定の要件を満たしていない場合には、買取約定日の基準価額から当該買取りを行う販売会社（委託会社の指定する証券会社）にかかる源泉徴収税額に相当する額を差し引いた金額となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

販売会社(委託会社の指定する証券会社)は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社との協議に基づいて受益権の買取りを中止すること、およびすでに受け付けた受益権の買取りを取り消すことができます。この場合、受益者は買取中止以前に行った当日の買取請求を撤回できます。ただし、受益者がその買取請求を撤回しない場合には、当該受益権の買取価額は、当該買取中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に買取りを受け付けたものとして、前記の規定に準じて計算された価額とします。

(注) 税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象資産の時価評価方法の原則 >

株 式：計算日における取引所の最終相場（終値）

マザーファンド受益証券：計算日の基準価額

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
みずほ投信投資顧問株式会社	http://www.mizuho-am.co.jp/	0120-324-431

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

昭和60年10月25日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年10月25日から翌年10月24日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が20億口を下回るようになる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記 1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記 1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更 4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更できるものとし、あらかじめ、変更

しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則2年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.mizuho-am.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて交付いたします。

4 【受益者の権利等】

受益者の主な権利の内容は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求することができます。ただし、受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）にお支払いします。なお、「分配金再投資コース」を選択された場合、収益分配金は、原則として、税金を差し引いた後自動的に無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金に対する請求権

受益者は、信託約款の規定および本書の記載にしたがって、持ち分に応じて償還金を請求することができます。ただし、受益者が、信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属するものとします。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払われます。

償還金の支払いは、原則として償還日（償還日が休業日の場合には当該償還日の翌営業日）から起算して5営業日までに販売会社において開始されます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3 【ファンドの経理状況】

- （１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
- なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- （２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第27期計算期間の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

M H A M株式インデックスファンド2 2 5

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第26期計算期間 (平成23年10月24日現在)	第27期計算期間 (平成24年10月24日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	687,567,076	764,411,471
親投資信託受益証券	142,833,154,467	143,672,895,585
未収入金	1,694,000,000	1,630,000,000
未収利息	1,622	1,811
流動資産合計	145,214,723,165	146,067,308,867
資産合計	145,214,723,165	146,067,308,867
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	1,797,671,916	1,330,036,026
未払解約金	133,636,894	610,017,915
未払受託者報酬	74,112,560	73,731,620
未払委託者報酬	333,506,478	331,792,246
その他未払費用	3,705,567	3,686,519
流動負債合計	2,342,633,415	2,349,264,326
負債合計	2,342,633,415	2,349,264,326
純資産の部		
元本等		
元本	449,417,979,766	443,345,342,788
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	306,545,890,016	299,627,298,247
元本等合計	142,872,089,750	143,718,044,541
純資産合計	142,872,089,750	143,718,044,541
負債純資産合計	145,214,723,165	146,067,308,867

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第26期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日)	第27期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)
営業収益		
受取利息	552,311	461,477
有価証券売買等損益	3,919,999,626	6,794,741,118
営業収益合計	3,919,447,315	6,795,202,595
営業費用		
受託者報酬	150,765,871	148,634,395
委託者報酬	678,446,300	668,854,690
その他費用	7,538,177	7,431,597
営業費用合計	836,750,348	824,920,682
営業利益又は営業損失（ ）	4,756,197,663	5,970,281,913
経常利益又は経常損失（ ）	4,756,197,663	5,970,281,913
当期純利益又は当期純損失（ ）	4,756,197,663	5,970,281,913
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	2,969,119,181	2,459,315,079
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	284,332,790,031	306,545,890,016
剰余金増加額又は欠損金減少額	117,725,157,232	113,019,833,841
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	117,725,157,232	113,019,833,841
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
剰余金減少額又は欠損金増加額	130,415,268,457	108,282,172,880
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	130,415,268,457	108,282,172,880
分配金	1,797,671,916	1,330,036,026
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	306,545,890,016	299,627,298,247

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 26 期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日)	第 27 期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	親投資信託受益証券 同左
2 収益・費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益 同左
3 追加情報		当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項 目	期別	第 26 期計算期間 (平成23年10月24日現在)	第 27 期計算期間 (平成24年10月24日現在)
1 計算期間末日の受益権総口数		898,835,958,420口	886,690,684,102口
2 元本の欠損金額		純資産額は元本を306,545,890,016円下回っております。	純資産額は元本を299,627,298,247円下回っております。
3 期末1口当たりの純資産の額 (期末1万口当たりの純資産の額)		0.1590 円 (1,590 円) 平成2年1月16日に受益権1口を2口に分割しておりますので、上記は1口=0.5円で計算しております。	0.1621 円 (1,621 円) 平成2年1月16日に受益権1口を2口に分割しておりますので、上記は1口=0.5円で計算しております。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 26 期計算期間 (自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日)	第 27 期計算期間 (自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)
(単位:円)	(単位:円)
1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,038,766,365円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(111,956,710,376円)、分配準備積立金(5,623,163,323円)より、分配対象収益は119,618,640,064円(1万口当たり1,330円)であり、うち1,797,671,916円(1万口当たり20円)を分配金額としております。	1 分配金の計算過程 計算期間末における費用控除後の配当等収益 (2,526,873,802円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(112,276,877,093円)、分配準備積立金(4,006,264,335円)より、分配対象収益は118,810,015,230円(1万口当たり1,339円)であり、うち1,330,036,026円(1万口当たり15円)を分配金額としております。
配当等収益 2,038,766,365	配当等収益 2,526,873,802
有価証券売買等損益 0	有価証券売買等損益 0

収益調整金	111,956,710,376	収益調整金	112,276,877,093
分配準備積立金	5,623,163,323	分配準備積立金	4,006,264,335
分配可能額	119,618,640,064	分配可能額	118,810,015,230
収益分配額	1,797,671,916	収益分配額	1,330,036,026

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第 26 期計算期間 （自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日）	第 27 期計算期間 （自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	同左
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	同左
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。 市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。	同左

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	同左
---------------------------	---	----

2. 金融商品の時価に関する事項

項目	第 26 期計算期間 (平成23年10月24日現在)	第 27 期計算期間 (平成24年10月24日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 親投資信託受益証券 同左 (2) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

第 26 期計算期間（自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	5,866,143,972
合計	5,866,143,972

第 27 期計算期間（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	4,910,656,102
合計	4,910,656,102

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第 26 期計算期間 （自 平成22年10月26日 至 平成23年10月24日）	第 27 期計算期間 （自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。	同左

（その他の注記）

項 目	期別	第 26 期計算期間 （平成23年10月24日現在）	第 27 期計算期間 （平成24年10月24日現在）
1 期首元本額		429,136,908,799 円	449,417,979,766 円
期中追加設定元本額		198,644,919,347 円	159,679,235,126 円
期中一部解約元本額		178,363,848,380 円	165,751,872,104 円

（４）【附属明細表】

第 1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

有価証券明細表

MHAM株式インデックスファンド２２５

（平成24年10月24日現在）

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券					
	日本・円	MHAM株式インデックス２２５ マザーファンド	131,652,978,636	143,672,895,585	
	日本・円 小計	銘柄数 組入時価比率	131,652,978,636 1 100.0%	143,672,895,585 100.0%	
親投資信託受益証券 合計				143,672,895,585	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAM株式インデックス２２５マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産

の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

MHAM株式インデックス２２５マザーファンドの状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

（１）貸借対照表

（単位：円）

区 分	（平成24年10月24日現在）
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	2,740,393,400
株式	160,962,134,400
派生商品評価勘定	47,633,378
未収入金	929,274,887
未収配当金	1,460,410,400
未収利息	6,495
差入委託証拠金	127,440,000
流動資産合計	166,267,292,960
資産合計	166,267,292,960
負債の部	
流動負債	
前受金	93,451,882
未払解約金	1,663,070,000
派生商品評価勘定	264,699
流動負債合計	1,756,786,581
負債合計	1,756,786,581
純資産の部	
元本等	
元本	150,745,128,644
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	13,765,377,735
元本等合計	164,510,506,379
純資産合計	164,510,506,379
負債純資産合計	166,267,292,960

（２）注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）
１ 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 原則として時価で評価しております。
２ 派生商品等の評価基準及び評価方法	先物取引 原則として時価で評価しております。

3 収益・費用の計上基準	受取配当金 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益 約定日基準で計上しております。
4 追加情報	当計算期間の期首以後に行われる会計上の変更及び誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

（貸借対照表に関する注記）

項 目	期別	（平成24年10月24日現在）
1 計算期間末日の受益権総口数		150,745,128,644口
2 期末1口当たりの純資産の額 （期末1万口当たりの純資産の額）		1.0913 円 (10,913 円)

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）
1 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。
2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。 これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、株価指数先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。
3 金融商品に係るリスク管理体制	運用部門がポジション管理を行っておりますが、取引の執行・記録・管理については、運用部門とは独立したトレーディング部門が行うとともに、法務・コンプライアンス部門においてデリバティブに関する法令・約款など運用に関する諸規則の遵守状況のチェックを行っております。また、リスク管理部門がポートフォリオのリスク状況の分析・チェックを行い、上記プロセスを通じ、適正なリスク管理が行われているかをチェックし、必要に応じて関連部署へ報告、注意、勧告を行っております。 なお具体的には以下のリスクの管理を行っております。

4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	市場リスクの管理 市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。 信用リスクの管理 信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。 流動性リスクの管理 流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。
----------------------------------	--

2.金融商品の時価に関する事項

項目	(平成24年10月24日現在)
1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 (1) 有価証券 株式 わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されている有価証券 当該有価証券については、原則として上記の取引所における計算期間末日の最終相場（外貨建証券の場合は計算期間末日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。 時価が入手できなかった有価証券 適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。 (2) デリバティブ取引 先物取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3) コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

(自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日)

種類	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
----	--------------------------

株式	2,360,273,480
合計	2,360,273,480

（デリバティブ取引に関する注記）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

（株式関連）

（自 平成23年10月25日 至 平成24年10月24日）

種 類	（平成24年10月24日 現在）			
	契 約 額 等（円）		時 価 （円）	評 価 損 益 （円）
		うち1年超		
市場取引 株価指数先物取引 買建				
日経平均株価指数先物	3,415,051,321	—	3,462,420,000	47,368,679
小 計	3,415,051,321	—	3,462,420,000	47,368,679
合 計	3,415,051,321	—	3,462,420,000	47,368,679

（注）時価の算定方法

株価指数先物取引の時価の算定方法については、取引所の発表する計算日の清算値段により評価しております。

（その他の注記）

項 目	期別	（平成24年10月24日現在）
1 親投資信託の期首における元本額		161,080,486,368 円 （平成23年10月25日）
期中追加設定元本額		26,685,727,581 円
期中一部解約元本額		37,021,085,305 円
2 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額		
期末元本額		150,745,128,644 円
MHAM株式インデックスファンド225		131,652,978,636 円
ターゲットファンド 日経225		211,104,191 円
DKA償還条項付株価参照ファンド06-12		387,053,998 円
DKA償還条項付株価参照ファンド07-01		366,502,421 円
MHAMインデックス参照ファンド07-08		2,219,370,468 円
MHAMインデックス参照ファンド07-09		2,191,969,866 円
MHAMインデックス参照ファンド07-12		2,076,914,189 円
MHAMインデックス参照ファンド08-02		1,417,305,052 円
MHAMインデックス参照ファンド08-03		1,382,195,132 円
MHAMインデックス参照ファンド08-05		772,677,343 円
MHAMインデックス参照ファンド08-06		1,193,889,536 円
MHAMインデックス参照ファンド08-09		784,942,657 円

MHAM株式インデックスファンド２２５ＶＡ [適格機関投資家専用]	5,886,255,877 円
MHAM株式インデックスファンド２２５ＶＡ２ [適格機関投資家専用]	201,969,278 円

(３) 附属明細表

第１ 有価証券明細表

(１) 株式

有価証券明細表

MHAM株式インデックス２２５マザーファンド

(平成24年10月24日現在)

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	日本水産	720,000	178	128,160,000	
	マルハニチロホールディングス	720,000	133	95,760,000	
	国際石油開発帝石	720	468,500	337,320,000	
	コムシスホールディングス	720,000	1,089	784,080,000	
	大成建設	720,000	214	154,080,000	
	大林組	720,000	356	256,320,000	
	清水建設	720,000	263	189,360,000	
	鹿島建設	720,000	214	154,080,000	
	大和ハウス工業	720,000	1,176	846,720,000	
	積水ハウス	720,000	791	569,520,000	
	日揮	720,000	2,799	2,015,280,000	
	千代田化工建設	720,000	1,247	897,840,000	
	日清製粉グループ本社	720,000	1,007	725,040,000	
	明治ホールディングス	72,000	3,685	265,320,000	
	日本ハム	720,000	1,019	733,680,000	
	サッポロホールディングス	720,000	227	163,440,000	
	アサヒグループホールディングス	720,000	1,879	1,352,880,000	
	キリンホールディングス	720,000	1,010	727,200,000	
	宝ホールディングス	720,000	605	435,600,000	
	キッコーマン	720,000	1,070	770,400,000	
	味の素	720,000	1,227	883,440,000	
	ニチレイ	720,000	441	317,520,000	
	日本たばこ産業	720,000	2,318	1,668,960,000	
	東洋紡	720,000	89	64,080,000	
	ユニチカ	720,000	38	27,360,000	
	日清紡ホールディングス	720,000	518	372,960,000	
	帝人	720,000	183	131,760,000	
	東レ	720,000	449	323,280,000	
	王子ホールディングス	720,000	230	165,600,000	
	三菱製紙	720,000	69	49,680,000	
	北越紀州製紙	720,000	398	286,560,000	
	日本製紙グループ本社	72,000	924	66,528,000	
	クラレ	720,000	902	649,440,000	
	旭化成	720,000	431	310,320,000	

昭和電工	720,000	119	85,680,000	
住友化学	720,000	221	159,120,000	
日産化学工業	720,000	936	673,920,000	
日本曹達	720,000	351	252,720,000	
東ソー	720,000	151	108,720,000	
トクヤマ	720,000	156	112,320,000	
電気化学工業	720,000	246	177,120,000	
信越化学工業	720,000	4,550	3,276,000,000	
三井化学	720,000	162	116,640,000	
三菱ケミカルホールディングス	360,000	305	109,800,000	
宇部興産	720,000	180	129,600,000	
日本化薬	720,000	880	633,600,000	
花王	720,000	2,242	1,614,240,000	
富士フイルムホールディングス	720,000	1,367	984,240,000	
資生堂	720,000	1,002	721,440,000	
協和発酵キリン	720,000	873	628,560,000	
武田薬品工業	720,000	3,635	2,617,200,000	
アステラス製薬	720,000	3,895	2,804,400,000	
大日本住友製薬	720,000	872	627,840,000	
塩野義製薬	720,000	1,258	905,760,000	
中外製薬	720,000	1,624	1,169,280,000	
エーザイ	720,000	3,510	2,527,200,000	
第一三共	720,000	1,223	880,560,000	
昭和シェル石油	720,000	452	325,440,000	
JXホールディングス	720,000	438	315,360,000	
横浜ゴム	720,000	568	408,960,000	
ブリヂストン	720,000	1,874	1,349,280,000	
日東紡績	720,000	251	180,720,000	
旭硝子	720,000	558	401,760,000	
日本電気硝子	1,080,000	444	479,520,000	
住友大阪セメント	720,000	258	185,760,000	
太平洋セメント	720,000	161	115,920,000	
東海カーボン	720,000	251	180,720,000	
TOTO	720,000	598	430,560,000	
日本碍子	720,000	888	639,360,000	
新日鐵住金	720,000	167	120,240,000	
神戸製鋼所	720,000	67	48,240,000	
ジェイ エフ イー ホールディングス	72,000	1,079	77,688,000	
日新製鋼ホールディングス	72,000	525	37,800,000	
大平洋金属	720,000	270	194,400,000	
日本軽金属ホールディングス	720,000	78	56,160,000	
三井金属鉱業	720,000	169	121,680,000	
東邦亜鉛	720,000	273	196,560,000	
三菱マテリアル	720,000	234	168,480,000	
住友金属鉱山	720,000	1,032	743,040,000	
DOWAホールディングス	720,000	534	384,480,000	
古河機械金属	720,000	72	51,840,000	
古河電気工業	720,000	163	117,360,000	
住友電気工業	720,000	867	624,240,000	

フジクラ	720,000	244	175,680,000	
SUMCO	72,000	553	39,816,000	
東洋製罐	720,000	864	622,080,000	
日本製鋼所	720,000	445	320,400,000	
オークマ	720,000	486	349,920,000	
アマダ	720,000	402	289,440,000	
小松製作所	720,000	1,660	1,195,200,000	
住友重機械工業	720,000	293	210,960,000	
日立建機	720,000	1,338	963,360,000	
クボタ	720,000	824	593,280,000	
荏原製作所	720,000	324	233,280,000	
ダイキン工業	720,000	2,229	1,604,880,000	
日本精工	720,000	461	331,920,000	
NTN	720,000	144	103,680,000	
ジェイテクト	720,000	636	457,920,000	
日立造船	720,000	98	70,560,000	
三菱重工業	720,000	355	255,600,000	
IHI	720,000	184	132,480,000	
コニカミノルタホールディングス	720,000	577	415,440,000	
ミネベア	720,000	265	190,800,000	
日立製作所	720,000	421	303,120,000	
東芝	720,000	283	203,760,000	
三菱電機	720,000	619	445,680,000	
富士電機	720,000	167	120,240,000	
安川電機	720,000	586	421,920,000	
明電舎	720,000	277	199,440,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	720,000	312	224,640,000	
日本電気	720,000	138	99,360,000	
富士通	720,000	305	219,600,000	
沖電気工業	720,000	82	59,040,000	
パナソニック	720,000	514	370,080,000	
シャープ	720,000	167	120,240,000	
ソニー	720,000	969	697,680,000	
TDK	720,000	3,000	2,160,000,000	
ミツミ電機	720,000	461	331,920,000	
アルプス電気	720,000	464	334,080,000	
パイオニア	720,000	191	137,520,000	
横河電機	720,000	909	654,480,000	
アドバンテスト	1,440,000	963	1,386,720,000	
カシオ計算機	720,000	596	429,120,000	
ファナック	720,000	13,040	9,388,800,000	
京セラ	720,000	7,170	5,162,400,000	
太陽誘電	720,000	696	501,120,000	
大日本スクリーン製造	720,000	458	329,760,000	
キヤノン	1,080,000	2,587	2,793,960,000	
リコー	720,000	742	534,240,000	
東京エレクトロン	720,000	3,515	2,530,800,000	
デンソー	720,000	2,501	1,800,720,000	
三井造船	720,000	93	66,960,000	

川崎重工業	720,000	166	119,520,000	
日産自動車	720,000	690	496,800,000	
いすゞ自動車	720,000	411	295,920,000	
トヨタ自動車	720,000	3,095	2,228,400,000	
日野自動車	720,000	581	418,320,000	
三菱自動車工業	720,000	69	49,680,000	
マツダ	720,000	99	71,280,000	
本田技研工業	1,440,000	2,555	3,679,200,000	
スズキ	720,000	1,796	1,293,120,000	
富士重工業	720,000	736	529,920,000	
テルモ	720,000	3,435	2,473,200,000	
ニコン	720,000	2,043	1,470,960,000	
オリンパス	720,000	1,395	1,004,400,000	
シチズンホールディングス	720,000	394	283,680,000	
凸版印刷	720,000	445	320,400,000	
大日本印刷	720,000	558	401,760,000	
ヤマハ	720,000	767	552,240,000	
中部電力	72,000	842	60,624,000	
関西電力	72,000	582	41,904,000	
東京瓦斯	720,000	408	293,760,000	
大阪瓦斯	720,000	326	234,720,000	
東武鉄道	720,000	416	299,520,000	
東京急行電鉄	720,000	394	283,680,000	
小田急電鉄	720,000	830	597,600,000	
京王電鉄	720,000	602	433,440,000	
京成電鉄	720,000	709	510,480,000	
東日本旅客鉄道	72,000	5,400	388,800,000	
西日本旅客鉄道	72,000	3,300	237,600,000	
東海旅客鉄道	72,000	6,990	503,280,000	
日本通運	720,000	296	213,120,000	
ヤマトホールディングス	720,000	1,201	864,720,000	
日本郵船	720,000	148	106,560,000	
商船三井	720,000	191	137,520,000	
川崎汽船	720,000	99	71,280,000	
全日本空輸	720,000	158	113,760,000	
三菱倉庫	720,000	1,011	727,920,000	
ヤフー	2,880	29,280	84,326,400	
トレンドマイクロ	720,000	2,239	1,612,080,000	
スカパーＪＳＡＴホールディングス	720	37,150	26,748,000	
日本電信電話	72,000	3,760	270,720,000	
KDDI	720,000	6,040	4,348,800,000	
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	720	123,600	88,992,000	
東宝	72,000	1,371	98,712,000	
エヌ・ティ・ティ・データ	7,200	259,600	1,869,120,000	
コナミ	720,000	1,847	1,329,840,000	
ソフトバンク	2,160,000	2,576	5,564,160,000	
双日	72,000	99	7,128,000	
伊藤忠商事	720,000	796	573,120,000	
丸紅	720,000	516	371,520,000	

日本・円	豊田通商	720,000	1,755	1,263,600,000	
	三井物産	720,000	1,125	810,000,000	
	住友商事	720,000	1,075	774,000,000	
	三菱商事	720,000	1,391	1,001,520,000	
	J・フロント リテイリング	720,000	411	295,920,000	
	三越伊勢丹ホールディングス	720,000	800	576,000,000	
	セブン & アイ・ホールディングス	720,000	2,491	1,793,520,000	
	高島屋	720,000	520	374,400,000	
	丸井グループ	720,000	555	399,600,000	
	イオン	720,000	868	624,960,000	
	ユニー	720,000	565	406,800,000	
	ファーストリテイリング	720,000	17,400	12,528,000,000	
	新生銀行	720,000	109	78,480,000	
	あおぞら銀行	720,000	219	157,680,000	
	三菱UFJフィナンシャル・グループ	720,000	365	262,800,000	
	りそなホールディングス	72,000	350	25,200,000	
	三井住友トラスト・ホールディングス	720,000	234	168,480,000	
	三井住友フィナンシャルグループ	72,000	2,418	174,096,000	
	千葉銀行	720,000	465	334,800,000	
	横浜銀行	720,000	365	262,800,000	
	ふくおかフィナンシャルグループ	720,000	312	224,640,000	
	静岡銀行	720,000	811	583,920,000	
	みずほフィナンシャルグループ	720,000	126	90,720,000	
	大和証券グループ本社	720,000	309	222,480,000	
	野村ホールディングス	720,000	285	205,200,000	
	松井証券	720,000	521	375,120,000	
	NK S J ホールディングス	180,000	1,483	266,940,000	
	M S & A D インシュアランスグループホールディングス	216,000	1,375	297,000,000	
	ソニーフィナンシャルホールディングス	144,000	1,421	204,624,000	
	第一生命保険	720	92,600	66,672,000	
	東京海上ホールディングス	360,000	2,139	770,040,000	
	T & D ホールディングス	144,000	861	123,984,000	
	クレディセゾン	720,000	1,772	1,275,840,000	
	三井不動産	720,000	1,639	1,180,080,000	
	三菱地所	720,000	1,579	1,136,880,000	
	平和不動産	144,000	953	137,232,000	
	東京建物	720,000	337	242,640,000	
	東急不動産	720,000	453	326,160,000	
	住友不動産	720,000	2,201	1,584,720,000	
	電通	720,000	1,877	1,351,440,000	
	東京ドーム	720,000	270	194,400,000	
	セコム	720,000	4,110	2,959,200,000	
	小計	146,640,960		160,962,134,400	
	銘柄数	223			
	組入時価比率	97.8%		100.0%	
合計		146,640,960		160,962,134,400	

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第２ 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「デリバティブ取引に関する注記」に記載しております。

2 【ファンドの現況】

【純資産額計算書】（平成24年10月31日現在）

資産総額（円）	144,195,137,455
負債総額（円）	318,357,649
純資産総額（ - ）（円）	143,876,779,806
発行済口数（口）	890,460,397,255
1口当たり純資産額（ / ）（円）	0.1616

（参考）MHAM株式インデックス225マザーファンド

資産総額（円）	164,536,867,510
負債総額（円）	134,357,540
純資産総額（ - ）（円）	164,402,509,970
発行済口数（口）	151,105,473,844
1口当たり純資産額（ / ）（円）	1.0880

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換手続等

当ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿の閉鎖の時期

委託会社は受益者名簿を作成しません。

(3) 受益者に対する特典

ありません。

(4) 譲渡制限および譲渡の対抗要件

譲渡制限はありません。ただし、受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割することができます。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

(8) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部 【委託会社等の情報】

第 1 【委託会社等の概況】

1 【委託会社等の概況】

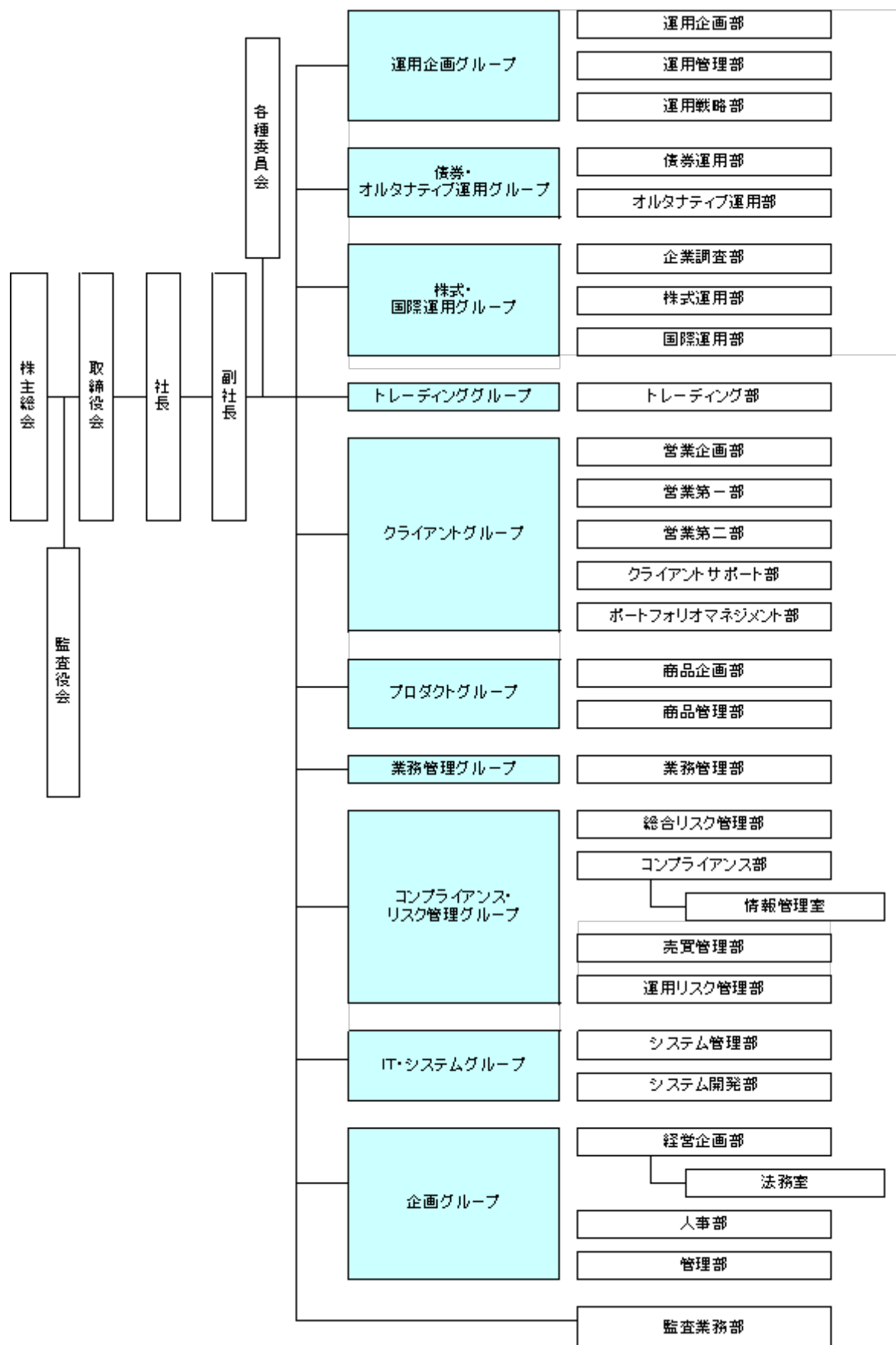
(1) 資本金の額

平成24年10月末日現在	資本金	20億4,560万円
	発行する株式の総数	200万株
	発行済株式の総数	1,052,070株

過去 5 年間に於ける資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構(平成24年11月末日現在)

会社の組織図



運用の基本プロセス

1 運用に関する会議および委員会

a 運用の基本計画決定に関する会議

各運用グループ長または各運用グループ長が指名する各運用グループの役職員が原則月1回開催

する運用会議で、各ファンドの運用に関する基本計画を決定します。

b 運用実績の評価、モニタリングに関する委員会

コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として月次で開催される運用評価委員会で運用実績の審議・評価を行います。

また、コンプライアンス・リスク管理グループ長を委員長として原則３ヵ月に１回開催されるコンプライアンス委員会で、法令・約款、運用ガイドラインなどの社内諸規則に照らした運用内容のモニタリング結果を審議します。

2 運用の流れ

a ファンドの運用に関する基本計画の決定

各運用会議は、運用担当者が作成する資産配分、各資産内での主要投資対象等に関するファンドごとの月次の運用に関する基本計画の原案を審議し決定します。

b ファンドの具体的な運用計画の作成

運用担当者は、運用に関する基本計画にそって具体的な売買予定銘柄、数量等の月次の売買計画を作成します。

c 売買の実行指図

運用担当者は、売買計画に基づいて日々の売買の実行を指図します。

2 【事業の内容及び営業の概況】

「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者であるみずほ投信投資顧問株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投信委託会社として、投資信託の設定および運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に基づく運用（投資運用業）および投資助言業務を行っています。

平成24年10月31日現在、当社の投資信託は以下の通りです。

基本的性格	本数	純資産総額(円)
追加型公社債投資信託	15	267,874,430,216
追加型株式投資信託	225	1,709,640,255,392
追加型金銭信託受益権投資信託	12	13,436,839,814
単位型株式投資信託	22	26,908,620,430
合計	274	2,017,860,145,852

3【委託会社等の経理状況】

1 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。)並びに同規則第2条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」に基づいて作成しております。

2 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第49期事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）の財務諸表について新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日）の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

（単位： 千円）

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	17,848,912	17,783,929
有価証券	-	21,231
前払費用	91,124	83,988
未収入金	51,199	-
未収委託者報酬	1,635,237	1,597,501
未収運用受託報酬	526,034	585,270
繰延税金資産	263,378	179,026
その他流動資産	228,835	143,681
貸倒引当金	884	873
流動資産合計	20,643,837	20,393,755
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	207,834	186,195
工具、器具及び備品（純額）	115,354	109,225
リース資産（純額）	8,058	5,462
有形固定資産合計	1 331,247	1 300,883
無形固定資産		
電話加入権	12,747	12,747
ソフトウェア	454	22
その他無形固定資産	260	188
無形固定資産合計	1 13,461	1 12,957
投資その他の資産		
投資有価証券	4,190,463	4,016,768
長期差入保証金	559,445	519,439
会員権	19,500	19,500
繰延税金資産	207,457	171,873
その他	140,554	206,164
投資その他の資産合計	5,117,421	4,933,746

固定資産合計	5,462,130	5,247,586
資産合計	26,105,968	25,641,342
負債の部		
流動負債		
預り金	285,398	31,986
リース債務	4,084	3,228
未払金		
未払収益分配金	1,207	978
未払償還金	32,283	29,951
未払手数料	693,495	694,169
その他未払金	26,013	11,378
未払金合計	753,001	736,476
未払費用	1,085,250	1,035,938
未払法人税等	461,816	108,951
未払消費税等	127,164	67,343
賞与引当金	362,900	368,000
その他流動負債	4,510	4,950
流動負債合計	3,084,126	2,356,876
固定負債		
リース債務	13,548	10,319
長期末払金	585	-
役員退職慰労引当金	124,019	154,212
時効後支払損引当金	22,848	16,105
その他固定負債	11,477	2,520
固定負債合計	172,478	183,157
負債合計	3,256,604	2,540,034
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金	104,600	104,600
退職慰労積立金	100,000	100,000
別途積立金	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金	6,083,517	6,365,928
利益剰余金合計	16,216,701	16,499,113
株主資本合計	22,978,776	23,261,188
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	129,413	159,879
評価・換算差額等合計	129,413	159,879
純資産合計	22,849,363	23,101,308
負債純資産合計	26,105,968	25,641,342

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
営業収益		
委託者報酬	15,714,059	16,509,688
運用受託報酬	2,105,654	2,214,102
営業収益合計	17,819,713	18,723,790
営業費用		
支払手数料	7,221,248	7,741,676
広告宣伝費	217,500	170,580
公告費	1,613	370
調査費		
調査費	851,875	845,471
委託調査費	3,481,162	3,754,952
図書費	7,175	7,007
調査費合計	4,340,213	4,607,430
委託計算費	189,795	194,940
営業雑経費		
通信費	57,494	51,878
印刷費	197,595	167,656
協会費	15,614	16,750
諸会費	2,538	2,639
その他	45,376	36,815
営業雑経費合計	318,620	275,740
営業費用合計	12,288,994	12,990,738
一般管理費		
給料		
役員報酬	140,726	141,717
給料手当	2,223,520	2,220,149
賞与	330,317	326,160
給料合計	2,694,564	2,688,027
交際費	275	275
旅費交通費	72,288	67,641
租税公課	53,128	49,669
不動産賃借料	500,251	445,713
退職給付費用	185,741	167,804
福利厚生費	378,153	408,303
賞与引当金繰入	362,900	368,000
役員退職慰労引当金繰入	33,409	34,592
固定資産減価償却費	76,786	69,347
諸経費	348,764	303,377
一般管理費合計	4,706,262	4,602,752
営業利益	824,456	1,130,299
営業外収益		
受取配当金	1,653	1,672
有価証券利息	39	-
受取利息	13,971	11,553
有価証券解約益	6,289	4,113
有価証券償還益	479	2,019

時効到来償還金等	18,752	2,169
雑収入	61,172	10,602
営業外収益合計	102,359	32,131
営業外費用		
有価証券解約損	5,719	15,045
有価証券償還損	8	-
ヘッジ会計に係る損失	11,980	850
時効後支払損引当金繰入額	8,108	19,679
雑損失	18,507	15,036
営業外費用合計	44,323	50,611
経常利益	882,491	1,111,819
特別利益		
受取和解金	458,469	120,735
特別利益合計	458,469	120,735
特別損失		
投資有価証券評価損	32,118	34,011
投資有価証券売却損	32,800	47,986
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	13,083	-
和解費用	45,425	2,335
減損損失	-	1 11,358
特別損失合計	123,427	95,692
税引前当期純利益	1,217,534	1,136,863
法人税、住民税及び事業税	573,776	376,959
法人税等調整額	73,074	119,789
法人税等合計	500,701	496,748
当期純利益	716,832	640,114

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)	当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	2,045,600	2,045,600
当期末残高	2,045,600	2,045,600
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	2,266,400	2,266,400
当期末残高	2,266,400	2,266,400
その他資本剰余金		
当期首残高	2,450,074	2,450,074
当期末残高	2,450,074	2,450,074
資本剰余金合計		
当期首残高	4,716,474	4,716,474
当期末残高	4,716,474	4,716,474
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	128,584	128,584

当期末残高	128,584	128,584
その他利益剰余金		
配当準備積立金		
当期首残高	104,600	104,600
当期末残高	104,600	104,600
退職慰労積立金		
当期首残高	100,000	100,000
当期末残高	100,000	100,000
別途積立金		
当期首残高	9,800,000	9,800,000
当期末残高	9,800,000	9,800,000
繰越利益剰余金		
当期首残高	5,546,588	6,083,517
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	6,083,517	6,365,928
利益剰余金合計		
当期首残高	15,679,773	16,216,701
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	16,216,701	16,499,113
株主資本合計		
当期首残高	22,441,848	22,978,776
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
当期変動額合計	536,928	282,411
当期末残高	22,978,776	23,261,188
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	88,695	129,413
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466
当期変動額合計	40,717	30,466
当期末残高	129,413	159,879
評価・換算差額等合計		
当期首残高	88,695	129,413
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466
当期変動額合計	40,717	30,466
当期末残高	129,413	159,879
純資産合計		
当期首残高	22,353,152	22,849,363
当期変動額		
剰余金の配当	179,903	357,703
当期純利益	716,832	640,114
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	40,717	30,466

当期変動額合計	496,211	251,944
当期末残高	22,849,363	23,101,308

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2．デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3．固定資産の減価償却方法

（1）有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。

（2）無形固定資産

定額法によっております。ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

（3）リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法によっております。

4．引当金の計上基準

（1）貸倒引当金

当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

（2）賞与引当金

従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

（3）退職給付引当金（前払年金費用）

従業員に対する退職給付に備えるため、決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、決算日において発生していると認められる額を計上しております。

（4）役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく期末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。）

（5）時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5．外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6．ヘッジ会計の方法

（1）ヘッジ会計の方法

時価ヘッジによっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...株価指数先物取引

ヘッジ対象...有価証券

(3) ヘッジ方針

当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。

7. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

追加情報

(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用)

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日）を適用しております。

注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成23年3月31日)		当事業年度 (平成24年3月31日)	
1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額		1 有形固定資産及び無形固定資産の減価償却累計額	
建物	125,887千円	建物	147,526千円
工具、器具及び備品	326,576千円	工具、器具及び備品	349,763千円
リース資産	23,644千円	リース資産	26,240千円
ソフトウェア	15,999千円	ソフトウェア	3,885千円
その他無形固定資産	585千円	その他無形固定資産	658千円

(損益計算書関係)

1 減損損失

(減損損失の金額及び内訳)

用途	種類	金額（千円）
遊休資産	建物及び土地	11,358

(経緯)

遊休資産について、市場価格が下落したため減損損失を認識いたしました。

(資産のグルーピングの方法)

個別物件ごとにグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法)

減損損失を計上した資産の回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、正味売却価額については、不動産業者の査定価格に基づき評価しております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

平成22年６月15日の第47回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	179,903,970円
２）１株当たり配当額	171円
３）基準日	平成22年３月31日
４）効力発生日	平成22年６月16日

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	357,703,800円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	340円
４）基準日	平成23年３月31日
５）効力発生日	平成23年６月15日

当事業年度(自 平成23年４月１日 至 平成24年３月31日)

１．発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

２．配当に関する事項

(１) 配当金支払額

平成23年６月14日の第48回定時株主総会において、次のとおり決議しました。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	357,703,800円
２）１株当たり配当額	340円
３）基準日	平成23年３月31日
４）効力発生日	平成23年６月15日

(２) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

平成24年６月12日の第49回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

１）配当金の総額	319,829,280円
２）配当の原資	利益剰余金
３）１株当たり配当額	304円
４）基準日	平成24年３月31日
５）効力発生日	平成24年６月13日

(リース取引関係)

１．ファイナンス・リース取引（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

有形固定資産

主として、事務用機器及び車両運搬具であります。

リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「３ 固定資産の減価償却方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

１．金融商品の状況に関する事項

(１) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っており、資金運用については、安全性の高い金融資産で運用しております。

デリバティブは、当社が保有する特定の有価証券の投資リスクを低減させる目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。また、有価証券及び投資有価証券は、当社業務運営に関連する株式、投資信託であります。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。長期差入保証金は、相手先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

デリバティブ取引には株価指数先物取引があり、その他有価証券で保有する投資信託の価格変動を相殺する目的で行い、ヘッジ対象に係る損益を認識する方法（時価ヘッジ）を適用しています。なお、ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間においてヘッジ手段とヘッジ対象の価格変動の相関関係を継続的に計測する事によりヘッジの有効性を評価しております。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を半期ごとに把握する体制としています。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

市場リスクの管理

有価証券を含む金融商品の保有については、当社の市場リスク管理の基本方針（自己資金運用）に従い、定期的に時価や発行体の財務状況を把握し、価格変動リスクの軽減を図っています。デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジの有効性の評価に関する部門を分離し、内部統制を確立しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によっております。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注２）を参照ください。）

前事業年度（平成23年３月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,848,912	17,848,912	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,886,476	3,886,476	-
（３）未収委託者報酬	1,635,237	1,635,237	-
（４）未収運用受託報酬	526,034	526,034	-
（５）長期差入保証金	559,445	559,292	153
資産計	24,456,107	24,455,953	153
（１）未払手数料	693,495	693,495	-
負債計	693,495	693,495	-
デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの	(5,072)	(5,072)	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	17,783,929	17,783,929	-
（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,788,236	3,788,236	-
（３）未収委託者報酬	1,597,501	1,597,501	-
（４）未収運用受託報酬	585,270	585,270	-
（５）長期差入保証金	519,439	518,758	680
資産計	24,274,376	24,273,695	680
（１）未払手数料	694,169	694,169	-
負債計	694,169	694,169	-
デリバティブ取引（１） ヘッジ会計が適用されているもの	6,810	6,810	-

（１）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

区分	前事業年度 （平成23年3月31日）	当事業年度 （平成24年3月31日）
非上場株式	303,987	249,764

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（注３）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成23年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,848,733	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	-	80,252	-	-	-	914,689
未収委託者報酬	1,635,237	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	526,034	-	-	-	-	-
長期差入保証金	559,355	50	-	-	-	-
合計	20,569,361	80,302	-	-	-	914,689

当事業年度（平成24年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	17,783,234	-	-	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち 満期のあるもの						
証券投資信託	21,231	-	-	1,036	-	987,734
未収委託者報酬	1,597,501	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	585,270	-	-	-	-	-
長期差入保証金	176	519,223	-	-	-	-
合計	19,987,413	519,223	-	1,036	-	987,734

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前事業年度(平成23年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	1,594,648	1,566,291	28,357
小計	1,594,648	1,566,291	28,357
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	54,139	83,790	29,651
債券	-	-	-
証券投資信託	2,237,688	2,454,593	216,904
小計	2,291,828	2,538,383	246,555
合計	3,886,476	4,104,674	218,197

当事業年度(平成24年3月31日)

種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	5,948	5,774	173
債券	-	-	-

証券投資信託	88,001	84,017	3,983
小計	93,950	89,792	4,157
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,953	14,345	1,391
債券	-	-	-
証券投資信託	3,681,332	3,932,615	251,282
小計	3,694,286	3,946,960	252,673
合計	3,788,236	4,036,753	248,516

2 当事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	1,857	-	382
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	1,857	-	382

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	27,915	-	35,755
債券	-	-	-
証券投資信託	-	-	-
合計	27,915	-	35,755

3 当事業年度中に解約・償還したその他有価証券

前事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	25,000	-	8
証券投資信託	1,370,297	6,769	5,719
合計	1,395,297	6,769	5,727

当事業年度（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

種類	解約・償還額(千円)	解約・償還益の合計額(千円)	解約・償還損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
証券投資信託	150,608	6,133	15,045
合計	150,608	6,133	15,045

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

該当するものではありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

株式関連

前事業年度（自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1 年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	74,725	-	6,405
	買建	投資有価証券	184,817	-	11,477
合計			259,542	-	5,072

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

当事業年度（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等 （千円）	契約額のうち 1 年超 （千円）	時価 （千円）
ヘッジ対象に係る 損益を認識する方 法	株価指数先物取引				
	売建	投資有価証券	68,110	-	2,520
	買建	投資有価証券	248,320	-	9,330
合計			316,430	-	6,810

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（退職給付関係）

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度を設けております。また、確定拠出型の制度として企業型確定拠出年金制度を設けております。

2 退職給付債務に関する事項

	前事業年度 （平成23年 3 月31日）	当事業年度 （平成24年 3 月31日）
（１）退職給付債務（千円）	634,292	721,405
（２）年金資産（千円）	768,441	918,239
（３）退職給付引当金（千円）	—	—
（４）前払年金費用（千円）	134,149	196,834

（注１）当社は退職給付債務の算定にあたり、簡便法（在籍する従業員については退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、年金受給者及び待機者については直近の年金財政計算上の責任準備金の額を退職給付債務とする方法）を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前事業年度 （自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日）	当事業年度 （自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）
（１）勤務費用（千円）	185,741（注１）	167,804（注２）
（２）退職給付費用（千円）	185,741	167,804

（注１）確定拠出型制度の退職給付費用20,518千円を含めております。

（注２）確定拠出型制度の退職給付費用21,152千円を含めております。

（税効果会計関係）

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
繰延税金資産		
有価証券償却超過額	19,964千円	29,811千円
ソフトウェア償却超過額	109,432千円	79,565千円
賞与引当金損金算入限度超過額	147,664千円	139,876千円
社会保険料損金不算入額	19,416千円	18,674千円
役員退職慰労引当金	50,463千円	58,616千円
ゴルフ会員権償却超過額	31,121千円	27,259千円
未払事業税	39,103千円	11,519千円
その他有価証券評価差額金	88,784千円	88,636千円
その他	81,920千円	33,770千円
繰延税金資産小計	587,870千円	487,731千円
評価性引当額	62,448千円	66,679千円
繰延税金資産合計	525,421千円	421,051千円
繰延税金負債		
前払年金費用	54,585千円	70,151千円
繰延税金負債合計	54,585千円	70,151千円
繰延税金資産の純額	470,836千円	350,899千円

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3月31日)	当事業年度 (平成24年 3月31日)
法定実効税率	—	40.69%
（調整）		
評価性引当額	—	1.20%
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.17%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	0.02%
住民税等均等割	—	0.33%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	—	1.30%
その他	—	0.02%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	43.69%

（注）前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3 法定実効税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法が平成23年12月2日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算（ただし、平成24年4月1日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前事業年度の40.69%から、回収又は支払が見込まれる期間が平成24年4月1日から平成27年3月31日までのものは38.01%、平成27年4月1日以降のものについては35.64%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が27,266千円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額が14,782千円増加し、その他有価証券評価差額金金額が12,484千円減少しております。

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上

に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)及び当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

１．製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの売上高の記載を省略しております。

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（２）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

３．主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

〔報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報〕

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

１．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度(自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,465,863	未払手数料	331,918
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	所有 直接0.0%	投資信託の販売	支払手数料	966,028	未払手数料	77,893
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,303 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,647,281	未収委託者報酬	1,414,206

当事業年度(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社をもつ会社	株式会社みずほ銀行	東京都千代田区	700,000 百万円	銀行業	なし	投資信託の販売	支払手数料	3,827,153	未払手数料	295,362
同一の親会社をもつ会社	みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区	80,288 百万円	証券業	なし	投資信託の販売	支払手数料	887,547	未払手数料	76,622
同一の親会社をもつ会社	みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区	247,369 百万円	信託 銀行業	なし	信託財産の管理	委託者報酬	10,769,414	未収委託者報酬	1,363,829

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所、大阪証券取引所、及びニューヨーク証券取引所に上場)

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成23年 3 月31日)		当事業年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)	
1株当たり純資産額	21,718.48円	1株当たり純資産額	21,957.95円
1株当たり当期純利益金額	681.35円	1株当たり当期純利益金額	608.43円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。 (1株当たり当期純利益の算定上の基礎)	
損益計算書上の当期純利益	716,832千円	損益計算書上の当期純利益	640,114千円
普通株式に係る当期純利益	716,832千円	普通株式に係る当期純利益	640,114千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	1,052,070株	普通株式の期中平均株式数	1,052,070株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(4) 中間貸借対照表

(単位： 千円)

第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)	
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	18,060,075
有価証券	645,402
未収委託者報酬	1,519,329

未収運用受託報酬	945,447
繰延税金資産	159,839
その他	578,715
貸倒引当金	1,130
流動資産合計	21,907,680
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	177,078
工具、器具及び備品（純額）	106,275
リース資産（純額）	4,703
有形固定資産合計	1 288,056
無形固定資産	12,901
投資その他の資産	
投資有価証券	2,659,142
長期差入保証金	517,054
繰延税金資産	132,831
その他	240,007
投資その他の資産合計	3,549,036
固定資産合計	3,849,994
資産合計	25,757,674
負債の部	
流動負債	
リース債務	2,959
未払金	701,465
未払費用	982,961
未払法人税等	44,002
未払消費税等	59,859
賞与引当金	339,100
その他	434,857
流動負債合計	2,565,205
固定負債	
リース債務	8,824
役員退職慰労引当金	158,291
時効後支払損引当金	16,887
その他	630
固定負債合計	184,633
負債合計	2,749,838
純資産の部	
株主資本	
資本金	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	2,266,400
その他資本剰余金	2,450,074
資本剰余金合計	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	104,600

退職慰労積立金	100,000
別途積立金	9,800,000
繰越利益剰余金	6,214,351
利益剰余金合計	16,347,535
株主資本合計	23,109,610
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	101,774
評価・換算差額等合計	101,774
純資産合計	23,007,836
負債純資産合計	25,757,674

(5) 中間損益計算書

(単位： 千円)

第50期中間会計期間
(自 平成24年 4月 1日
至 平成24年 9月30日)

営業収益	
委託者報酬	7,832,704
運用受託報酬	1,117,386
営業収益計	8,950,090
営業費用及び一般管理費	1 8,566,443
営業利益	383,646
営業外収益	
受取配当金	821
受取利息	5,772
有価証券解約益	335
有価証券償還益	464
時効到来償還金等	1,466
その他	15,411
営業外収益計	24,271
営業外費用	
有価証券解約損	3,873
有価証券償還損	156,559
その他	3,758
営業外費用計	164,190
経常利益	243,727
特別損失	
投資有価証券売却損	15,369
遊休資産売却損	3,932
特別損失計	19,301
税引前中間純利益	224,425
法人税、住民税及び事業税	30,091
法人税等調整額	26,082
法人税等合計	56,173
中間純利益	168,251

(6) 中間株主資本等変動計算書

(単位： 千円)

第50期中間会計期間
(自 平成24年 4 月 1 日
至 平成24年 9 月30日)

株主資本	
資本金	
当期首残高	2,045,600
当中間期末残高	2,045,600
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	2,266,400
当中間期末残高	2,266,400
その他資本剰余金	
当期首残高	2,450,074
当中間期末残高	2,450,074
資本剰余金合計	
当期首残高	4,716,474
当中間期末残高	4,716,474
利益剰余金	
利益準備金	
当期首残高	128,584
当中間期末残高	128,584
その他利益剰余金	
配当準備積立金	
当期首残高	104,600
当中間期末残高	104,600
退職慰労積立金	
当期首残高	100,000
当中間期末残高	100,000
別途積立金	
当期首残高	9,800,000
当中間期末残高	9,800,000
繰越利益剰余金	
当期首残高	6,365,928
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	6,214,351
利益剰余金合計	
当期首残高	16,499,113
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	16,347,535
株主資本合計	
当期首残高	23,261,188
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251

当中間期変動額合計	151,577
当中間期末残高	23,109,610
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
当期首残高	159,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	58,105
当中間期末残高	101,774
評価・換算差額等合計	
当期首残高	159,879
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	58,105
当中間期末残高	101,774
純資産合計	
当期首残高	23,101,308
当中間期変動額	
剰余金の配当	319,829
中間純利益	168,251
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	58,105
当中間期変動額合計	93,472
当中間期末残高	23,007,836

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 9月30日)
1 資産の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 (2) デリバティブ 時価法を採用しております。
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法を採用しております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法を採用しております。 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定率法を採用しております。
3 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 当社の自己査定基準に基づき、一般債権については予想損失率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	(2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支払いに備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。 (3) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員に対する退職給付に備えるため、中間決算日における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員退職慰労金の支給に備えて、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。（執行役員に対する退職慰労引当金を含む。） (5) 時効後支払損引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。 外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
------------------------------	---

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
5 ヘッジ会計の方法	ヘッジ会計の方法 時価ヘッジ処理によっております。 ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段...株価指数先物取引 ヘッジ対象...有価証券 ヘッジ方針 当社が保有する有価証券の投資リスクを低減させるためにヘッジ取引を行っております。 ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の価格変動の相関関係を継続的に計測してヘッジの有効性を評価しております。
6 その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

会計方針の変更

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
（減価償却方法の変更） 当社は、法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成24年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 なお、この変更による影響は軽微であります。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

	第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額	507,189千円

（中間損益計算書関係）

	第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)				
1 減価償却実施額	<table> <tr> <td>有形固定資産</td><td>25,094千円</td></tr> <tr> <td>無形固定資産</td><td>55千円</td></tr> </table>	有形固定資産	25,094千円	無形固定資産	55千円
有形固定資産	25,094千円				
無形固定資産	55千円				

（中間株主資本等変動計算書関係）

第50期中間会計期間（自 平成24年 4 月 1 日至 平成24年 9 月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
発行済株式				
普通株式（株）	1,052,070	-	-	1,052,070

2 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成24年 6 月12日 定時株主総会	普通株式	319,829千円	304円	平成24年 3 月31日	平成24年 6 月13日

（リース取引関係）

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)
1 ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 主として、事務用機器及び車両運搬具であります。 （2）リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

（金融商品関係）

第50期中間会計期間末(平成24年 9 月30日)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません。（（注2）を参照ください。）

（単位： 千円）

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金及び預金	18,060,075	18,060,075	-
（2）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	3,230,825	3,230,825	-
（3）未収委託者報酬	1,519,329	1,519,329	-
（4）未収運用受託報酬	945,447	945,447	-
（5）長期差入保証金	517,054	516,667	387
資産計	24,272,732	24,272,345	387
（1）未払手数料	666,458	666,458	-
負債計	666,458	666,458	-
デリバティブ取引（1） ヘッジ会計が適用されているもの	1,722	1,722	-

（1）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

（１）現金及び預金

預金については、すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（２）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格、投資信託は公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

（３）未収委託者報酬及び（４）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（５）長期差入保証金

当社では、長期差入保証金の時価の算定は、その将来キャッシュフローを、国債の利回り等適切な指標で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

（１）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

注記事項「デリバティブ取引関係」をご参照ください。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間貸借対照表計上額

区分	中間貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	73,720

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「（２）有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

第50期中間会計期間末（平成24年 9月30日現在）

１ その他有価証券

種類	中間貸借対照表計上額 （千円）	取得原価（千円）	差額（千円）
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	120,670	119,257	1,412
小計	120,670	119,257	1,412
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	12,032	20,120	8,087
投資信託	3,098,122	3,249,713	151,590
小計	3,110,155	3,269,833	159,678
合計	3,230,825	3,389,090	158,265

（デリバティブ取引関係）

第50期中間会計期間末（平成24年9月30日現在）

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
該当するものではありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引
株式関連

ヘッジ会計の方法	取引の種類等	主なヘッジ対象	当中間会計期間末（平成24年9月30日）		
			契約額等（千円）	契約額のうち1年超（千円）	時価（千円）
ヘッジ対象に係る損益を認識する方法	株価指数先物取引 売建 買建	投資有価証券 投資有価証券	61,530	-	630
			237,738	-	2,352
			合計	-	1,722

（注）時価の算定方法

取引所の価格に基づき算定しております。

（資産除去債務関係）

第50期中間会計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。 なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第50期中間会計期間（自 平成24年4月1日至 平成24年9月30日）

1 製品及びサービスごとの情報

当社の製品及びサービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益各項目の区分と同一であることから、製品及びサービスごとの営業収益の記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

（2）有形固定資産

有形固定資産はすべて本邦に所在しております。

3 主要な顧客ごとの情報

委託者報酬については、当社が運用している投資信託は大半が公募投信であり、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

運用受託報酬については、外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たり純資産額は、以下のとおりであります。

第50期中間会計期間 (平成24年9月30日)	
1株当たり純資産額	21,869.11円

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

第50期中間会計期間 (自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日)	
1 株当たり中間純利益金額	159.92円
(算定上の基礎)	
中間純利益金額 (千円)	168,251
普通株主に帰属しない金額 (千円)	-
普通株式に係る中間純利益金額 (千円)	168,251
普通株式の期中平均株式数 (株)	1,052,070

(注) 潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

第50期中間会計期間末 (平成24年 9 月30日現在)

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)および(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)および(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
会社に重要な影響を与えることが予想される事実はありません。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

名称		資本金の額 (百万円)	事業の内容
(1) 受託会社	みずほ信託銀行株式会社	247,369	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。

(2) 販売会社	みずほ証券株式会社	125,167	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
	飯塚中川証券株式会社	100	
	臼木証券株式会社	255	
	S M B C 日興証券株式会社	10,000	
	S M B C フレンド証券株式会社	27,270	
	株式会社SBI証券	47,937	
	おきなわ証券株式会社	628	
	田原証券株式会社	100	
	大熊本証券株式会社	343	
	長野証券株式会社	600	
	西日本シティIT証券株式会社	1,575	
	日産センチュリー証券株式会社	1,500	
	野村証券株式会社	10,000	
	ふくおか証券株式会社	2,198	
	マネックス証券株式会社	7,425	
	八幡証券株式会社	1,260	
	楽天証券株式会社	7,495	
	株式会社みずほ銀行	700,000	銀行法に基づき監督官庁の免許を受け、銀行業を営んでいます。
	株式会社みずほコーポレート銀行	1,404,065	
	株式会社池田泉州銀行	50,710	
	株式会社愛媛銀行	19,078	
	株式会社関西アーバン銀行	47,039	
	株式会社きらやか銀行	17,700	
	株式会社熊本ファミリー銀行	33,847	
	株式会社京葉銀行	49,759	
	株式会社西京銀行	12,690	
	株式会社島根銀行	6,636	
	株式会社清水銀行	8,670	
	株式会社ジャパンネット銀行	37,250	
	株式会社親和銀行	36,878	
	株式会社第三銀行	37,461	
	株式会社大東銀行	14,706	
	株式会社筑波銀行	48,868	
	株式会社東京スター銀行	26,000	
	株式会社東邦銀行	23,519	
	株式会社トマト銀行	14,310	
	株式会社富山銀行	6,730	
	株式会社名古屋銀行	25,090	
	株式会社西日本シティ銀行	85,745	
	株式会社福邦銀行	7,300	
	株式会社北越銀行	24,538	
	株式会社北陸銀行	140,409	
	株式会社北海道銀行	93,524	
	株式会社宮崎太陽銀行	12,252	
	株式会社損害保険ジャパン ¹	70,000	保険業法に基づき監督官庁の免許を受け、損害保険業を営んでいます。
	第一勧業信用組合 ²	11,665	協同組合による金融事業に関する法律に基づき金融事業を営んでいます。

（注）資本金の額について・・・平成24年3月末現在

- 1 株式会社損害保険ジャパンは、新規の受益権のお申込みの取扱いはいりません。
- 2 第一勧業信用組合の資本金の額の箇所には、出資の額を記載しております。

2 【関係業務の概要】

（1）受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

（2）販売会社

ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3 【資本関係】（持株比率5.0%以上を記載します。）

平成25年1月24日現在、該当事項はありません。

< 参考：再信託受託会社の概要 >

名称：資産管理サービス信託銀行株式会社

業務の概要：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

第3 【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されております。

平成24年1月24日 有価証券報告書

平成24年1月24日 有価証券届出書

平成24年6月1日 有価証券届出書の訂正届出書

平成24年7月24日 半期報告書

平成24年7月24日 有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成24年11月30日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	市瀬 俊司 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	福村 寛 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAM株式インデックスファンド225の平成23年10月25日から平成24年10月24日までの第27期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAM株式インデックスファンド225の平成24年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

みずほ投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

(注) 1．上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2．財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成24年6月12日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士 江見 睦生 印
業務執行社員	
指定有限責任社員	公認会計士 福村 寛 印
業務執行社員	

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第49期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期中間）へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成24年12月7日

みずほ投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員	公認会計士	江見 睦生 印
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	福村 寛 印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているみずほ投信投資顧問株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第50期事業年度の中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ投信投資顧問株式会社の平成24年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はな

い、

以 上

(注)上記は、当社が中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。